

## 期間業務職員の募集について

長崎税関では、事務補助を行う期間業務職員を採用することとしています。募集要領は次のとおりです。

募集人員	1名程度
勤務場所	長崎税関（長崎市出島町1-36） ※雇用期間中、勤務場所の変更なし
募集条件	<p>学 歴 高校卒業以上若しくは同等の学歴を有する方          その他 パソコン操作（MS-WORD、MS-EXCEL）ができる方で、ホームページ作成ソフト、画像・動画編集ソフト等の使用経験がある方が望ましい          また、長崎市内に在住し、公共交通機関を利用して通勤可能な方          なお、次に該当する方は応募できませんのでご了承ください。</p> <p>(1) 日本の国籍を有しない者          (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者          ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者          ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者          ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
雇用形態	期間業務職員（国家公務員のうち非常勤として採用）
職務内容	広報業務（ホームページ及び部内広報誌の作成・企画・編集、写真、動画の撮影・編集、電話対応、渉外事務、来客対応、パソコンによる文書作成・データ集計、書類整理等） ※雇用期間中、職務内容の変更なし
勤務条件	<p>雇用期間 令和6年7月1日～令和7年3月31日          （当初の採用日から3年間を限度として更新の可能性あり）          勤務時間 月曜日～金曜日          08：30～17：00 若しくは 08：45～17：15（別途休憩時間45分）          報 酬 日給8,171円～（学歴、経験年数により決定）          超過勤務 場合によって有          各種手当 通勤手当（限度額月10,000円）、賞与有          保 険 健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険適用          休 日 土、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）          休 暇 人事院の定める日数（人事院規則15-15、人事院規則19-0）          服 務 国家公務員法に定められる諸規定を原則適用          給与支給日 原則として毎月16日（月末締切翌月支払）</p>
応募要領	5月29日（水）までに、市販の「履歴書（写真添付）」及び「職務経歴書」を下記連絡先まで送付願います（必着）。
選考方法	<p>・履歴書を元に書類選考を行い、選考通過者には5月31日（金）までに面接時間を個別連絡します（書類選考を通過されなかった方については、履歴書を返送させていただきます）。</p> <p>・6月5日（水）、書類選考通過者に対して長崎税関にて面接を行い、採用者を決定します。</p>
連絡先	<p>長崎税関総務部人事課人事第1係          〒850-0862 長崎市出島町1番36号          ☎ 095-828-8621 ✉ nagasaki-jinji@customs.go.jp</p>